

志賀町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であると位置付けられていることを踏まえ、手話への理解の促進及び普及の推進について基本理念を定め、志賀町（以下「町」という。）の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話による意思疎通を図りやすい環境を構築するものとする。

- 2 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は、尊重されなければならない。
- 3 ろう者は、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての町民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話に関する町の施策に協力するとともに、主

体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話への理解及び普及に関する施策

(2) 手話により円滑な意思疎通ができる環境の整備に関する施策

(3) 手話通訳者（手話によりろう者とろう者以外の者との意思疎通を仲介する者をいう。）の確保及び養成並びに派遣に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(財政上の支援)

第8条 町長は、手話に関する施策を推進するために必要と認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。